様式第一号（第三面）を削り、同様式（第四面）中「（第４面）」を「（第３面）」に改め、同様式（第四面）を同様式（第三面）とする。

様式第一号の二（第二面）中「第３号」を「第８号」に改める。

様式第六号（第二面）中「代表者」を「申請者（法人にあっては役員を含む。）」に、「第３号」を「第８号」に改める。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第三条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第三項中「四千六百四十円」を「四千九百二十円」に、「一万千七百四十円」を「一万二千九十円」に改め、同条第五項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「千二百九十五円」を「千二百八十二円」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。以下この項において同じ。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正）

第四条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十七条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項」とする。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（職業安定法施行規則の特例）

第十九条の二　建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第二十七条第二項」とする。

様式第二十号（裏面）中「、第30条第２号」を「、第30条第１項第１号及び第２項、第34条第１項第３号」に、「、第35条の３第２項、第35条の４、第40条の６」を「、第35条の３、第35条の４第２項、第35条の５、第40条の３から第40条の５まで、第40条の６第１項第４号、第40条の９、第47条の４」に、「第23条第１項」を「第２条第４号」に、「労働者派遣法第30条の２第１項」を「同号」に、「一～四」を「一～五」に、「五　第51条第１項」を「六　第51条第１項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第六条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「附則第五条第一項の」を「第二十四条の二第一項の」に、「附則第五条第一項及び第二項」を「第二十四条の二第一項及び第三項」に、「同条第一項各号のいずれか」を「同条第一項第三号」に、「附則第五条第二項」を「第二十四条の二第三項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行規則第二十八条の三第一項第二号及び第二項の改正規定、第二十八条の四の次に一条を加える改正規定並びに第三十六条第一項第四号イの改正規定並びに第三条の規定は、同年八月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）第百条の二の規定は、雇用保険法施行規則第九十五条の二第二号に規定する短期訓練受講費に係る教育訓練（以下この項において「教育訓練」という。）を開始した日がこの省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である者について適用し、教育訓練を開始した日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下この条において「旧雇保則」という。）第百条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

2　新雇保則第百条の六の規定は、雇用保険法施行規則第九十五条の二第三号に規定する求職活動関係役務利用費に係る同令第百条の六に規定する保育等サービス（以下この項において「保育等サービス」という。）を利用した日が施行日以後である者について適用し、保育等サービスを利用した日が施行日前である者に係る旧雇保則第百条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

3　受給資格（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。）に係る離職の日が施行日前である者に係る旧雇保則附則第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（職業安定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項、第五十八条第二項、第六十条の二第一項第二号、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久